

1. 目的

この取扱いは、亀山市会計規則第45条第2項に定める、前払金及び中間前払金について必要な事項を定めるものです。

2. 範囲及び限度額

- (1) 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という）をおこなう工事又は業務は、入札の公告又は指名通知書にその旨を明記します。
- (2) 前払金等の限度額は別表の通りとします。ただし、財源の未確定又は歳計現金の保有状況等によりこれを減額する場合があります。
- (3) 継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前払金等は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対して行うことができます。
- (4) 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前払金等は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うことができます。
- (5) 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前払金等は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対して行うことができます。

3. 中間前払金と部分払の選択

- (1) 中間前払金と部分払は選択制としますので、契約締結時に受注者が選択してください。  
なお、契約時に中間前払金を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対して部分払いすることができます。

4. 中間前払金の請求要件

中間前払金を請求するには、次の（1）～（4）の要件をすべて満たすことが必要です。なお、要件の適用にあたっては、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額を用います。

- (1) 前払金（40%）の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1（継続費及び債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1（継続費及び債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（継続費及び債務負担行為に係る契約分にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当すること。

5. 中間前払金の認定方法

- (1) 受注者が中間前払金を請求しようとするときは、中間前払金認定請求書兼認定調書（様式1）（2部）及び工事履行状況報告書（様式2）（1部）を工事担当課に提出してください。なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができます。
- (2) 工事担当課は、中間前払金の要件をすべて満たしていることを当該工事の監督員に確認させます。
- (3) 要件を満たしていると認めるときは、中間前払金認定請求書兼認定調書（様式1）の1部を受注者に交付し、1部は受注者の提出する前金支払請求書（様式3）に添えるために保管します。
- (4) 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内に行います。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではありません。

6. 前払金等の支払

- (1) 前払金等額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てすることとします。

- (2) 受注者が前金払等の支払いを請求しようとするときは、公共工事前払金保証事業会社との保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書（様式3）を発注者に提出してください。
- (3) 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に前払金等を支払います。

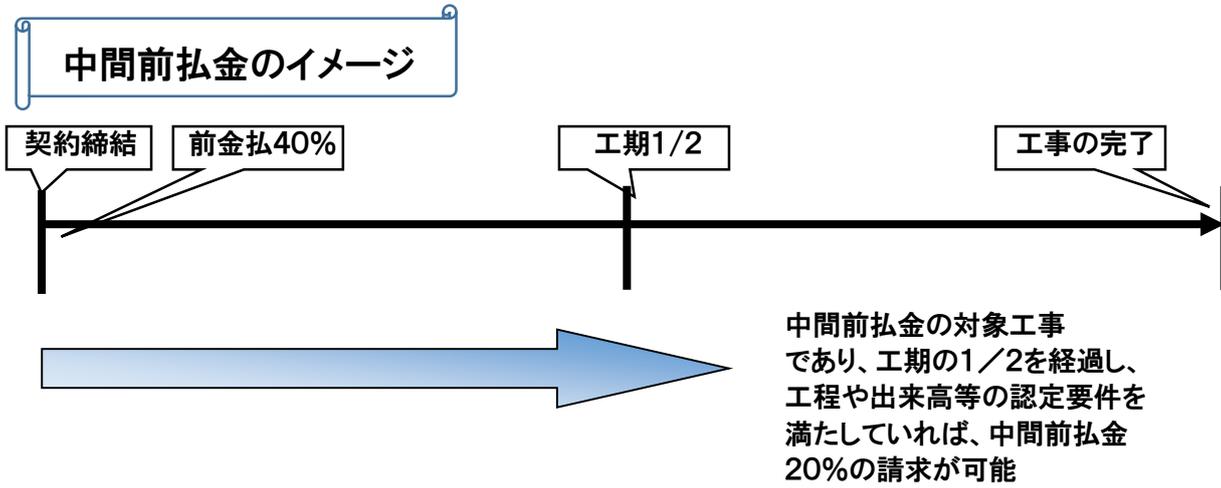
## 7. 附則

- (1) この取扱いは、平成31年4月1日から施行します。
- (2) この取扱いは、施行の日以降に締結する契約に係る亀山市公共工事における前金払について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例によるものとします。

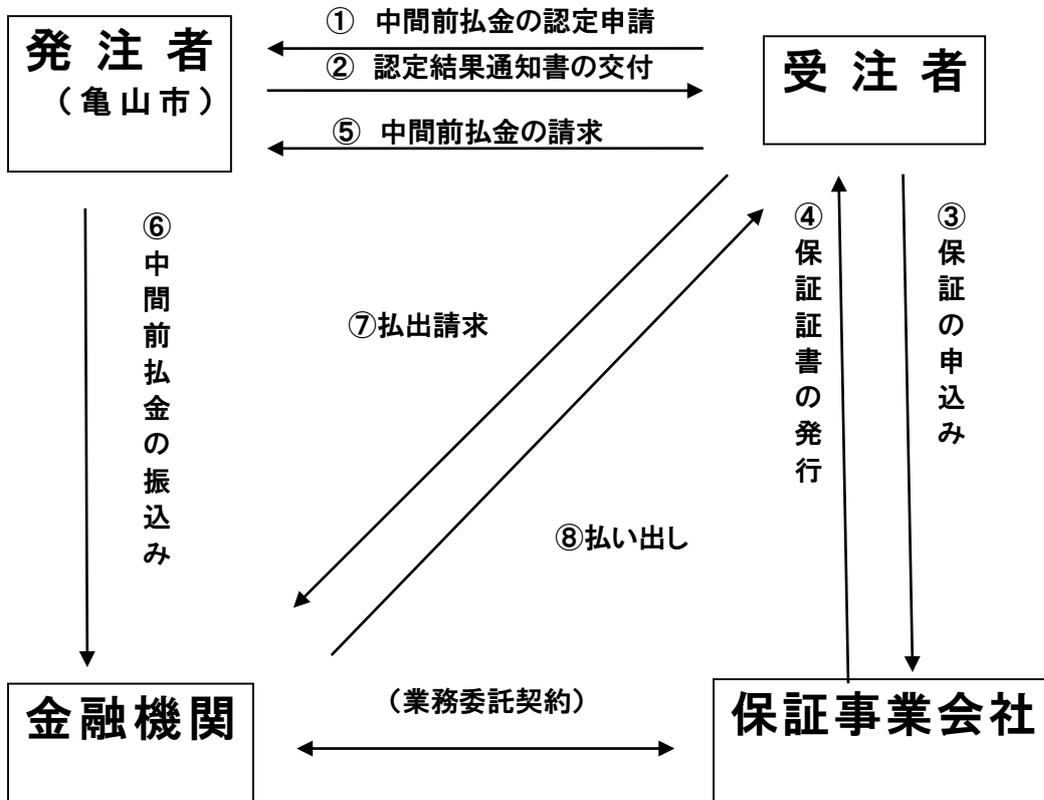
別表（第2条関係）

範 囲	前金払 の限度額	中間前金払 の限度額
(工事) 契約金額が300万円以上（中間前金の場合は1000万円以上）の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く）における経費	契約金額の10分の4以内	契約金額の10分の2以内かつ前金払との合算額が10分の6以内
(設計及び調査) 契約金額が300万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査における経費	契約金額の10分の3以内	該当なし
(測量) 契約金額が300万円以上の土木建築に関する測量における経費	同上	同上
(機械類の製造) 契約金額が300万円以上の土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造における経費	同上	同上

## 中間前払金のイメージ



## 中間前払金制度の流れ



## 中間前払金認定請求書 兼 認定調書

年 月 日

住所  
受注者  
氏名

印

下記の請負工事について、工事請負契約書第34条第4項の規定に基づく中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定するよう請求します。

記

契 約 番 号	
工 事 場 所	亀山市 地内
工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円

上記の工事についてその進捗を調査したところ、工事請負契約書第34条第4項の規定に基づく中間前払金をできる要件を具備していることを認定する。

年 月 日

課長

印

(注)

1. 当初の前払金の支払いを受けていることのほか、次の認定の要件を全て満たすこと。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
  - (3) 出来高が請負代金の2分の1以上であること。
2. 本書は、2部提出すること。また、「工事履行状況報告書」を1部添付すること。
3. 提出時点で変更契約が締結されている場合は、変更後の工期、請負代金額を記載する。
4. 調査の結果、認定する場合は1部を受注者に交付し、他を発注者が保管する（下欄に記名・押印）。
5. 中間前金払をした後にあっては、部分払をすることができない（債務負担・繰越に係るものを除く）。

様式 2

# 工事履行状況報告書 (中間前払金認定申請用)

年 月 日

監督員 \_\_\_\_\_ 宛

現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

工事番号 \_\_\_\_\_  
工事名 \_\_\_\_\_

工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

契約金額 \_\_\_\_\_ 円

標記工事について、年 月 日現在の工事履行状況報告を提出します。

記

## 1. 工程調書

工 種	設計数量	工種別出来高比率 A	工種別設計換算率 B	設計総体に対する比率 A×B	摘 要
合 計					

- (注) 1. 工種は、主要工種のみとする。  
2. 設計数量の上段に出来高数量を括弧で記載すること。  
3. 工種別設計換算率は、請負対象工事費のうち、直接工事費に共通仮設費を加えたものを1とした率を記載すること。  
4. 総合工程表には、計画(点線)実績(実線)を区分して記載すること。

## 2. 工程図表

工種	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	計 画												
実 績													

## 3. 総合工程表

100													
90													
80													
70													
60													
50													
40													
30													
20													
10													
0													
出来高%/月													

(備考) 工程調書等は必要に応じて、適宜項目を加除して使用するものとする。

